

ローラーの運転の業務に係る特別教育のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法第59条3項の規定に基づき、締固め用建設機械（ローラー）の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別教育を実施しなければならないとされています。当協会支部は事業主に代わって当該特別教育を開催いたします。

《対象機種》

タイヤローラー 振動ローラー ロードローラー ハンドガイドローラー

1 受講対象者

満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日	CPDS登録番号	講習会場
令和7年8月29日（金）～30日（土）	950171	延岡建設会館 （延岡市愛宕町2丁目32番地）
令和7年9月12日（金）～13日（土）	950173	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）
令和7年11月7日（金）～8日（土）	950174	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

* 午前8時30分受付、9時開講です。 * 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

第1日目（午前9時開講～午後4時閉講）

●学科教育

講習科目	講習時間
ローラーに関する知識	4時間
ローラーの運転に必要な一般的知識	1時間
関係法令	1時間

第2日目（午前9時開講～午後1時閉講）

●実技教育

ローラーの運転方法	4時間
-----------	-----

4 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 14,080円 (受講料12,540円、テキスト代1,540円)
非 会 員 16,280円 (受講料14,740円、テキスト代1,540円)

5 修了証の交付

全科目修了者には「ローラーの運転の業務に係る特別教育修了証」を即日交付します。

6 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座(宮崎銀行 県庁支店 普通預金 1277095)に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125
〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内